

令和3年度 事業計画

令和3年4月1日
社会福祉法人たちばな会

令和3年度の事業計画として、4つの柱をもうけて事業を進めております。

1. まずは法改定に迅速に対応する。
2. 次に地域の連携、地域への貢献。
3. 人材育成と処遇改善。
4. そして最後に収益意識、コスト意識の向上であります。

うちいくつかを説明いたします。

(社福)たちばな会では現在障害福祉事業、介護保険事業、公益事業を約15事業所で運営しております。それぞれ各事業所で事業計画を立てて(毎日の計画・月間の計画。年度計画等)事業運営を進めて参ります。令和3年4月からは、相談支援センターにおいて居住支援法人の資格認定を受けて住宅確保要支援者の支援事業も始めます。また4月からはマイナンバーカードが健康保険証として使用出来るようになります。又商取引の価格はほとんど消費税込みの価格表示に代わる予定です。これらに対応する為のシステムの変更なども控えております。間違いのないように進めて参ります。

地域の皆様に非常時にたちばな会の建物を提供するなど、地域貢献も積極的に行いたいと考えております。